

株式会社ライフクリエイト

次世代法による一般事業主行動計画

全ての従業員が、育児と仕事を両立しながら、安心して働くことができる両立支援制度を拡充させていくために、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和6年12月1日～令和11年11月30日（5年間）

2. 内容

目 標① 育児を行う従業員を応援するため、時間単位年次有給休暇を導入する

- 令和6年12月～ 社内検討会の実施
- 令和7年 1月～ 就業規則の整備、時間単位年次有給休暇の導入開始
- 令和7年 4月～ 運用における問題点等について、従業員へのヒアリングの実施
- 令和8年 1月～ 導入効果検証

目 標② 育児短時間勤務制度の対象者を小学校6年生までの子を養育する従業員にまで拡充する

- 令和6年12月～ 社内検討会の実施
- 令和7年 4月～ 就業規則の整備、制度開始
- 令和8年 1月～ 実施効果検証